	項目	実施時期	区分	取組状況	参考データ (平成20年1月末現在)
90	③未納属性に応じた 実現すべき納付者数 等の目安の設定の検 討	19年度~	検討中	○未納者の属性、所得、未納期間、年齢等を分類し、下記の取組等の評価についてモデル実施し、その結果を踏まえて全国展開することとしている。あわせて、新たな指標として、未納者の属性に応じて実現すべき納付者数、免除者数等の目安を設定することについて検討する。 ☆免除等実績(分母) ・免除等勧奨対象者を区分し、勧奨可能な対象者への取組を評価 ・多段階免除対象者への取組を評価 ☆収納実績(分子)	
91	④納付率算定の前提に影響を与える諸条件を織り込んだ納付率を明らかにした上での目指すべき目標の在り方の検討	19年度~	検討中	・保険料納付者数の増加(特に確実な納付者割合)を評価・口座振替及び前納の実績を評価・納付拒否者を除いた納付者及び納付月数を評価 ○平成19年度行動計画においては引き続き納付率80%の達成を目標として取り組むこととしているが、未加入者の減少や免除承認基準の違いなどを加味した実力ベースの納付率を参考に、収納対策毎の目標を設定し取り組むこととしている。この実績を分析するとともに、新組織の業務体制及び中長期の目標策定に当たっての材料とする。	
92	⑤健保・厚年の滞納 事業所に対する徴収 対策に関する行動計 画の策定	19年度~	着手済	〇計画的かつ確実に保険料収納率の向上を図るため、各社会保険事務所・事務局毎に取組み目標及び具体的な計画等を定めた行動計画を策定し、これに基づき徴収対策を推進。	

	項目	実施時期	区分	取組状況	参考データ (平成20年1月末現在)
41	3-4 強制徴収	又の拡大及び行	数収体制	の強化	
93	①国民年金推進員の 成果主義的な給与体 系の導入	17年10月~	着手済	〇平成17年10月から、国民年金推進員の活動意欲を喚起し、国民年金保険料の収納実績の向上を図るため、全員一律の給与体系を改め、成果に応じて支給される新給与体系を導入。	○月額給与 (平成14年4月~) 全員一律の給与体系 月額 155,000円 (平成17年10月~) 成果に応じた給与体系 月額 A 176,000円(上位10%以内) B 168,000円(上位15%以内) C 160,000円(上位45%以内) D 152,000円(上位45%以内) E 144,000円(上位75%以内) E 144,000円(上位10%以外) ○賞与 (平成14年4月~) ・期末給与 1.6月分・動敵給与 0.3月分(職員数の1割) 0.15月分(職員数の2割) 「平成17年12月~) ・期末給与 1.0月分・動総約 0.8月分(職員数の2割) 0.4月分(職員数の4割)
94	②所得情報の電子媒体による取得及び要員の増強による、 強制徴収の規模の 段階的な拡充	17年度~	着手済	〇平成17年度より、市町村からの所得情報を磁気媒体により提供を受ける体制を整備するとともに、強制徴収のための要員の増強を図り、強制徴収の規模を段階的に拡充することとしている。平成17年度については、17万件を超える最終催告状を送付したところであり、そのうち10,232件の差押え(平成19年12月末時点)を執行した。また、平成18年度については、31万件を超える最終催告状を発行し、そのうち12,608件の差押え(平成19年12月末時点)を執行している。 〇平成19年度においては、最終催告状の発行から差押えの執行までの強制徴収対象者を年間60万件に拡大して実施 〇平成20年度は、年金記録問題の対応を踏まえ、強制徴収の対象を35万件と予定している。	(市町村からの所得情報の提供状況) 平成17年度 98.8%(磁気媒体40.0%) 平成18年度 99.1%(磁気媒体74.3%) (強制徴収の実施件数) 平成15年度: 1万件 平成15年度: 3万件 平成17年度: 37万件 平成18年度: 31万件 平成18年度: 31万件 平成19年度: 最終催告状の発行から差押 えの執行までの強制徴収対 象者を60万件実施

		ets Mr. mt. MD	区分	取組状況	参考データ (平成20年1月末現在)
	項目	実施時期			
2777.000	3-5 保険料を組	材めやすい環	境整備の)推進	
5	①コンビニ、インター	コンビニ納付: 16年2月~ インターネットバンキング: 16年4月~	着手済	○平成16年2月、被保険者の利便性の向上を図る観点から、コンビニエンスス	・コンビニエンスストアでの納付状況 利用件数 749万件(平成18年度 589万件(平成17年度 347万件(平成16年度 ・マルチペイメントによる納付状況 利用件数 24万件(平成18年度) 14万件(平成17年度) 7万件(平成16年度)
96	②若年者納付猶予制 度の導入	17年4月~	着手済	〇平成17年4月から、30歳未満の若年者について、同居する親の収入に関わりなく本人及び配偶者の所得要件のみで保険料の納付を猶予し、10年間は追納できる「若年者納付猶予制度」を導入。	(若年者納付猶予者) 約37万人(平成18年度)
97	③口座振替割引制度 の拡充	17年4月~	着手済	〇従来から行っていた前納割引制度(1年分又は半年分を前納する場合について、 で一定の割引をする制度)に加えて、平成17年4月から、口座振替割引制度 (月々の保険料について、口座振替を利用して通常よりも1ヶ月早く納付する場合に一定の割引をする制度)を導入。	(口座振替利用率) 40. 2% (平成17年度末) ↓ 40. 2% (平成18年度末)
98	④多段階免除制度の 導入	18年7月~	着手済	〇平成18年7月から、全額免除・半額免除に加え、所得に応じて、4分の3または4分の1免除の段階を追加した「多段階免除制度」を導入。	(4分の3免除者) 約26万人(平成18年度) (4分の1免除者) 約8万人(平成18年度)
99	⑤クレジットカードに		着手済	〇国民年金保険料の納付方法として、口座振替、納付委託(金融機関、コンロスとに納付書を持参)に加え、クレジットカードによる保険料の定期納付を記したに納付書を持参)に加え、クレジットカードによる保険料の定期納付を記しますることについて、平成19年6月に成立した「国民年金事業等の運営の選挙のための国民年金法等の一部を改正する法律」で措置し、平成20年2月により、平成20年2月により、10年2月によりにより、10年2月によりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりに	<u>%</u> X\

	項目	実施時期	区分	取組状況	参考データ (平成20年1月末現在)
100	⑥年度途中からの前 納を可能とする口座 振替制度の拡充の検 討	20年度~	_	〇口座振替による前納は、4月から翌3月までの1年分の保険料、年度前半または年度後半の6ヶ月分の保険料を納付することが認められているが、年度途中において、口座振替による前納の申し出があった場合において、年度途中から翌3月までの前納を可能とする。(平成20年度からの実施に向けて検討中)	
101	⑦口座振替再開の際 の手続の簡素化の検 討		検討中	〇口座振替により国民年金保険料を納付していた方が、第2号被保険者または第3号被保険者へ種別変更となり、再び第1号被保険者となった際に、ターンアラウンド方式により申請書付き口座振替勧奨状を自動発行して手続きを簡素化することについて、システム開発に係る費用対効果等を踏まえ、社会保険オンラインシステムの最適化を前提として検討中。	
102	⑧口座振替の利用勧 奨の徹底	18年2月~	着手済	〇翌年度の保険料額・保険料の割引額の確定時期(2月)に合わせて、年度末の集中広報(新聞)等で口座振替での前納の有利性を周知し、併せて各社会保険事務所でのキャンペーン展開を行うことにより、口座振替の利用勧奨を徹底する。	平成20年2月2日(3日) 新聞広告(記載下555)1同日宝佐

	項目	実施時期	区分	取組状況	参考データ (平成20年1月末現在)
	3 — 6 民間委託	で推進			
103	①国年保険料収納業 務の外部委託の実 施・拡大	17年10月~	着手済	〇国民年金保険料収納業務のうち、強制徴収及び免除勧奨を除く業務について、包括的に市場化テストのモデル事業として実施することとし、平成17年10月より、全国5カ所の社会保険事務所において、市場化テストのモデル事業を実施。 〇18年度は、モデル事業の実施箇所数を新たに30カ所加え、35カ所に拡大。新たな30カ所については、18年7月から業務を実施。 〇モデル事業終了後、平成19年10月から「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づく国民年金保険料収納事業として95ヵ所において事業を開始。	(外部委託実施箇所数) 平成17年10月~:5力所 ↓ 平成18年度:35力所 平成19年度:95力所 → 平成19年度:95力所 ↓ 平成20年度:185ヵ所(予定)
104	②電話納付督励委託 契約への成功報酬の 導入	18年度~	着手済	○平成17年度から、電話納付督励業務の委託契約において、未納者との接触率等についての数値目標や、それを達成できなかった場合には、具体的な改善方策の報告義務を委託要領に盛り込むなど、委託業者の目標達成に向けた努力を促す仕組みを導入。 ○平成18年度においては、電話納付督励業務の委託契約において、数値目標の達成を促すため、成功報酬を導入。	
105	③健保・厚年の適用 促進業務の民間委託 の拡大	19年度~	着手済	〇これまでの市場化テストのモデル事業の経験を生かしつつ、全ての社会保険事務所で民間委託を実施。 〇これにより、社会保険事務所では重点的な加入指導、職権による適用の強化を推進。	

18

	項目	実施時期	区分	取組状況	参考データ (平成20年1月末現在)
···	3-7 免除等申	請手続の簡素	凑化		
106	①全額免除対象者等 の免除申請手続の簡 素化	18年7月~	着手済	〇平成18年7月から、全額免除・若年者納付猶予を受けている被保険者について、あらかじめ申請しておくことにより、承認を受けた翌年度以降も、所得要件を満たす場合には、毎年度、申請書を提出しなくても免除の承認を受けられる仕組みを導入。	(半敗19年度) !
107	②法定免除該当者の 免除手続の省略	20年度中~	着手済	〇障害年金の受給者、生活保護に基づく生活扶助を受ける方など、国民年金保険料納付の法定免除の適用を受ける方は、免除に係る届出が必要とされている。 〇法定免除該当者に対し、社会保険事務所が職権による法定免除手続を行えるよう、福祉事務所等に対し、生活保護受給者等に関する情報の提供を求めることを可能とすることについて、平成19年6月に成立した「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律」で措置し、現在、関係部局(社会・援護局保護課)と事務処理スキームについて調整する等、20年度中の実施に向けて準備を進めている。	
108	③免除申請手続への ターンアラウンド方式 の導入	20年度中~	_	〇市町村から提供された所得情報を活用して、免除該当者には必要な項目を 印字した申請書を送付し、簡単な記載事項を記入するだけで申請を可能とする ターンアラウンド方式を導入する。	
109	④学生納付特例手続 へのターンアラウンド 方式の導入	20年4月~	_	〇学生納付特例手続の簡素化を図るため、当初申請時に卒業予定年月を把握し、次年度以降卒業予定年度まで毎年必要項目を印字した申請書を送付し、簡単な項目を記入するだけで申請できるターンアラウンド方式を導入することとし、まずは平成19年4月より申請書に卒業予定年月の記入を開始し、20年4月の実施に向けて準備を進めている。	
110	⑤大学等による学生 納付特例の申請代行 の仕組みの導入	20年4月~	_	〇大学等が学生等である被保険者の委託を受けて、学生納付特例に係る申請を代行することができることについて、平成19年6月に成立した「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律」で措置し、20年4月の実施に向けて準備を進めている。	

	項目	実施時期	区分	取組状況	参考データ (平成20年1月末現在)
	3—8 市町村・	事業主・関係	秦団体 及	び関係制度との新たな協力・連携体制の確立	
111	①商工会を納付受託 者に指定し、受託商 工会での窓口収納等 を実施	17年度~	着手済	〇平成18年1月に国民年金法施行規則の改正(納付受託機関の指定要件の 追加)を行い、4ヶ所の商工会を同年3月31日付で納付受託機関に指定。	
112	②国民健康保険組合に対し、国民年金への加入促進等について協力を依頼	17年度~	着手済	〇平成17年6月、建設連合国保に対して、国民年金への加入及び口座振替手続きの周知を要請。 〇他の国保組合に対しても、国民年金への加入促進に関する協力を要請	
113	③国民健康保険の保 険者である市町村と の間での被保険者資 格情報の相互提供	18年度~	着手済	〇国民健康保険の保険者である市町村との間で、国年と国保の被保険者資格情報を相互に提供し、加入勧奨における連携を可能とすることにより、適用の適正化を図ることとする。現在、①相互提供する情報の範囲、②具体的な方法などについて、平成19年度中を目途に合意できるよう、国民健康保険課と調整している。	
114	④事業主への保険料 納付の勧奨等につい ての協力依頼	19年8月~	着手済	〇従業員の国民年金に関する適切な手続の実施や保険料の納付を促進し、年金受給権の確保に資するため、事業主に対し、事業所における周知や保険料の納付の勧奨等に関して、必要な協力を求めることができることについて、平成19年6月に成立した「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律」で措置し、8月から実施した。	
115	⑤国民年金保険料の 未納者に対する国民 健康保険短期被保険 者証の交付	20年4月~	着手済	〇国民年金保険料の未納を理由とする国民健康保険短期被保険者証の交付対象となった者が、市町村の窓口で国民年金保険料を納付することができるよう、申出のあった当該市町村を納付受託機関とすることについて、平成19年6月に成立した「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律」で措置。	

	項目	実施時期	区分	取組状況	参考データ (平成20年1月末現在)
116	⑥社会保険制度内の 連携	21年4月~	_	〇 社会保険に密接に関わる事業者等(保険医療機関・保険薬局・指定訪問看護事業者、介護サービス事業者及び社会保険労務士)による社会保険料の自主的な納付を促進する仕組みとして、長期間にわたって自主的な納付がない場合には、当該事業者等の指定等又は更新を認めないこととすることについて、平成19年6月に成立した「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律」で措置。	

	項目	実施時期	区分	取組状況	参考データ (平成20年1月末現在)
	3 - 9 適用の道	正化の推進			
117	①健保・厚年の未適用事業所に対する重点加入指導・職権適用の順次拡大	17年度~	着手済	〇平成17年度から、重点加入指導の対象を従業員15人以上の事業所に拡大し、加入指導を重ねてもなお届出を行わない従業員20人以上の事業所に対しては、職権による適用を行うこととした結果、平成17年度においては、4,013事業所(延べ5,773事業所)に対して重点加入指導を実施し、11事業所に対して立入検査等を実施し職権による適用を行った。 〇平成18年度からは、重点加入指導の対象及び職権による適用を行うべき対象の拡大を図っており、度重なる加入指導によっても届出を行わない事業所に対しては、引き続き厳正な対応を行う。(重点加入指導:従業員10人以上の事業所、職権による適用:従業員15人以上の事業所) 〇平成19年度は、全ての社会保険事務所に一般競争入札による民間委託を拡大するとともに、社会保険事務所においては、民間委託による適用促進を活用し、重点的な加入指導、職権適用の強化につなげる。(職権による適用:従業員10人以上の事業所)	 (平成19年3月末現在) ○重点加入指導実施事業所数 6.786事業所 ○職権適用実施事業所数 87事業所 (平成19年3月末現在) ○事業所調査効果件数 〈資格取得届提出漏れ〉 厚年・健保 62,122件
118	②適用事業所に対す る調査の充実	19年度~	着手済	〇適用事業所における適用の適正化については、年金記録問題に直結する重要な業務であることから、引き続き、都道府県労働局との連携強化による請負労働者、派遣労働者及び外国人労働者の届出漏れ等の情報提供に基づく重点的な調査等を的確に実施する。	
119	③社会保険労務士等 の民間委託の活用に よるパート労働者等 の適用の適正化	20年度~	_	〇パート労働者等の適用の適正化については、喫緊の課題であることから、社会保険労務士等の民間委託の活用により、適用事業所におけるパート労働者等の適用促進のための巡回指導・説明を行う。	
120	④適用促進への取組 に対する目標設定及 び行動計画の策定	19年度~	着手済	〇適用促進業務や事業所調査業務を計画的かつ総合的に進めるため、各社会保険事務所・事務局毎に取組み目標及び具体的な計画等を定めた行動計画を 策定し、これに基づき適用の適正化を推進。	

	項目	実施時期	区分	取組状況	参考データ (平成20年1月末現在)
121	⑤ターンアラウンド方式による後期高齢者 医療制度への被保険者等の円滑な移行	20年度~	_	〇平成20年4月から実施される後期高齢者医療制度の加入対象となる75歳以上の被保険者又は被扶養者が、政管健保から脱退し、新制度への円滑な加入が可能となるよう、ターンアラウンド方式により事業主あて、該当者の被保険者喪失届又は被扶養者(異動)届の送付を実施する。	
122	⑥総務省のあっせん による特例納付保険 料の納付勧奨等の実 施	19年度~	着手済	〇平成19年12月に施行された厚年特例法等に基づき、厚生年金保険料を給与から天引きされていたにもかかわらず、事業主からの届出や保険料納付が無かったため、年金記録に反映されていない期間がある事案について、総務省からのあっせんがあった場合は、すみやかに事業主等に対する特例納付保険料の納付勧奨、納付の申し出をしない事業主名等の公表などの事務処理を実施する。	

	項目	実施時期	区分	取組状況	参考データ (平成20年1月末現在)
	3-10 労働係	保険との徴収	事務の一	ज ि.ए	
123	①労働保険との徴収事務の一元化につら、 平成18年度から、 以下の取組を実施 アス方の保険料を滞納している事業所に係る納職員が実新に係る納職員が実施 イス方の調査について、社会問題査にから イス方の職員が実所に係る機関の職員が実施 で受け付ける労働保険の職員が実施 ウは労働保険の届出書の範囲 の拡大 工事業所説明会開催時期の 統一(3月又は4月に統一)	18年度~	着手済	〇平成18年10月から社会保険・労働保険徴収事務センターにおいて実施する 事務の取扱いに関する通知を平成18年9月27日付で発出。 また、円滑な事務の実施のために本庁、各都道府県において研修を実施。 ・社会保険事務局及び都道府県労働局職員に対する研修(平成18年6月) ・社会保険事務所及び労働基準監督署等職員に対する研修(平成18年8~ 9月)	
124	②労働保険における年度更新の期限を社会保険の標準報酬月額の算定に関する届出の期限に統一	21年4月~	着手済	○事業主の事務負担の軽減等の観点から、 ①社会保険・労働保険徴収事務センターで受付を行っている社会保険の算定基礎届及び労働保険の年度更新の提出期限を7月10日に統一化②社会保険及び労働保険における食事や住居などの現物給与の評価を都道府県単位で統一化。 ③未適用事業所の解消のため、社会保険の規定を踏まえ、労働保険についても市町村等の官公署に事業所に関する情報提供を求めることを可能とすることについて、平成19年6月に成立した「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律」で措置し、③は平成19年7月から実施、①及び②は平成21年4月の実施に向けて準備を進めている。	

	項目	実施時期	区分	取組状況	参考データ (平成20年1月末現在)
--	----	------	----	------	-----------------------

4. 事務処理の効率化と予算執行の無駄の排除

4-1 事務処理の効率化

125	①入力業務等について、事務局単位での 集約化を図るととも に、外部委託化を推 進	17年度~	着手済	〇健保給付関係及び年金給付関係の届書の入力業務について、平成18年4月以降、全国の都道府県において外部委託を開始。 〇委託対象届書の電子申請及び磁気媒体による届出を促進し、入力業務の効率化・合理化を図る。		
126	②外部委託のブロッ ク単位への集約化	17年度~	着手済	〇平成17年度から富山、石川、福井の3事務局をブロック単位として、以下の業務の外部委託契約の集約化を実施。 ・健康保険・厚生年金保険適用関係届書のパンチ委託(平成17年6月~) ・健康保険・厚生年金保険被保険者情報等のFD収録等委託(平成17年6月~) ・国民年金保険料電話納付督励(平成17年5月~) 〇また、平成18年度については、北陸地方に加えて、健康保険・厚生年金保険適用関係届書のパンチ委託について・京都、奈良、和歌山で一括、(平成18年7月~)・山口、福岡、大分、熊本で一括(平成18年6月~)の計2カ所において、新たにブロック化により外部委託契約の集約化を実施。 〇健康保険・厚生年金保険被保険者情報等のFD収録等委託について、東、西2ブロックに分けて本庁一括で実施してきたところであるが、平成19年度から本庁において全国一括で実施。(平成19年6月~)		
127	③年金関係の審査業 務及び政府管掌健康 保険の公法人化を見 据えた業務の集約化 の推進	18·19年度 ~	着手済	〇健保給付の審査・入力業務については、43事務局で集約化を実施しており、 また、年金給付の審査・入力業務については、39事務局において、集約化を実 施している。(平成20年2月末現在)		

	項目	実施時期	区分	取組状況	参考データ (平成20年1月末現在)
128	④市町村経由の届書 の磁気媒体による受 付の検討	17年度~		〇磁気媒体による具体的な処理方法の在り方について、システム開発にかかる 費用対効果等を踏まえ、社会保険オンラインシステムの最適化を前提とした処 理方式について検討を進めている。	
129	⑤健保・厚年の適用 関係届書の磁気媒体 化の推進	17年度~	着手済	〇電子申請・磁気媒体での届出に関する問題点等について、首都圏の4都県の適用事業所約6,000社に対するアンケート調査結果を公表。(平成18年11月) 〇アンケート調査結果を踏まえ、電子申請等の利便性の向上を図るための必要な見直しや広報を引き続き実施し、電子申請等の利用促進を図る。	
130	⑥日本年金機構設立 に向けた業務方法の 見直し	19年度~	着手済	〇刷新後のシステム(4-3参照)に合わせた業務方法の見直しを検討	
131	⑦集約事務センター の設置に向けた都道 府県単位の事務セン ターへの業務集約化	19年度~	着手済	〇集約事務処理の標準化を図りながら、システム刷新に合わせ、順次、都道府県域を越えた広域的(ブロック単位等)な業務処理の集約化を図ることとしており、それに向けて、平成20年10月頃を目途に都道府県単位の事務センターへの業務集約化を進めている。	

	項目	実施時期	区分	取組状況	参考データ (平成20年1月末現在)
	4-2 予算執行	テ・会計の見]	直し①		
132	①競争入札及び企画 競争の原則化	16年8月~	着手済	〇平成16年8月から、会計法令上、随意契約できる場合であっても、可能な限り競争入札又は企画競争に付すことを原則とするとともに、一定金額以上等の調達案件については、平成16年10月に社会保険庁本庁に設置した「調達委員会」、平成17年4月に各地方社会保険事務局に設置した「契約審査会」において、調達の必要性、数量、契約方法等のチェックを行い、調達業務全般について競争性・透明性の確保を図っている。 〇平成17年1月分の契約から、随意契約の透明性を確保するため、500万円以上の随意契約については、厚生労働副大臣へ事前報告を行い、さらに、100万円以上の随意契約については、平成17年3月に社会保険庁本庁に設置した「随意契約審査委員会」において、随意契約の妥当性を事後審査し、その結果をホームページに公表。 〇平成18年1月に「調達案件進捗状況表」を策定し、各事務局において、契約事務手続の進捗管理の徹底を図っているところである。 〇平成18年6時では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個	(平成18年度調達に係る目標達成 状況) ・100万円以上の契約について、競 争入札の件数が占める割合 61%(目標60%以上)
133	②調達委員会の設置	16年10月~	着手済	検・見直しを行い、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、順次、一般競争入札等に移行している。 〇平成16年10月、社会保険庁本庁に「調達委員会」を設置し、一定金額以上等の調達案件について、調達の必要性、数量、契約方法等のチェックを行い、調達業務における競争性・透明性の確保及び調達コストの縮減を図っているところである。 〇地方社会保険事務局においても、調達業務の適正化を図るため、各地方社会保険事務局に「契約審査会」を設置し、一定金額以上等の調達案件について、調達の必要性、数量、契約方法等のチェックを実施。	10月~20年1月))

	項目	実施時期	区分	取組状況	参考データ (平成20年1月末現在)
134	③監修料の受け取り禁止等の厳格なルールの遵守	17年1月~	着手済	○監修料については、今後、これを一切受け取らないとする厳格なルールを定め、徹底するとともに、幹部職員をはじめ一定の地位にあったものが給与の一部を自主的に返納し、組織としての反省の意を表したところである。 ○また、監修作業を取りまとめ、出版社等から監修料を受領した行為は、利害関係者からの金銭の受領を禁ずる国家公務員倫理規程に違反するという国家公務員倫理審査会の見解が示されたことから、平成17年12月22日、各課の庶務班長等であった職員19名に対し、戒告処分を行うとともに、監督者15名に対しても、同日付で厳重注意(文書)の処分を行ったところである。 ○今後、このような問題で国民の信頼を損なうことのないよう、研修等により、国家公務員倫理や職員の意識改革の徹底に努めている。	
135	④予算執行について の内部監査の強化	17年1月~	着手済	〇平成17年1月、本庁総務部経理課内に会計事務に関する内部監査を専門的に担当する「監査指導室」を設置。 〇平成18年度会計監査については、地方社会保険監察官と合同で効果的な会計監査を実施したところである。その結果、899項目について指摘を行い、特に、会計事故防止の観点から、現金出納に関する事項について重点的な監査を実施。 指摘した事項については、全ての社会保険事務所を含め自主点検を行わせ、ブロック担当事務局に配置された地方社会保険監察官がその状況について確認し、徹底を図っている。 〇平成19年度会計監査においては、通常行う監査と、現金等の取扱いに係る「抜き打ち監査(事前通告なしの会計監査)」を実施。	
136	⑤公共調達監視委員 会等において、競争 契約及び随意契約の 事後審査を的確に実 施	19年12月~	着手済	〇平成19年12月、公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議(平成19年11月)において示された「随意契約の適正化の一層の推進について」に基づき、契約事務の監視体制の強化を図るため、弁護士、公認会計士及び学識経験者等の第三者委員からなる社会保険庁公共調達監視委員会を設置。 〇競争契約、随意契約の契約方法によらず、予定価格が100万円以上の契約案件について事後審査を行うこととし、原則、年4回以上開催することとしている。	